平成２６年（フ）第１２９号
愛知県半田市板山町15丁目65番地の１
破産者　松下　節夫
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８００号
名古屋市守山区新城１番24号　グレイスコロク101号
破産者　田中　　隆
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８０１号
名古屋市瑞穂区大喜新町３丁目11番地の33　ゴトウビル２Ｂ号
破産者　中道　俊一
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１５号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目216番地　鴻ノ巣ヒルズ１Ｄ号
破産者　髙橋　　貞
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５１４号
大阪市西成区津守３丁目１番１―602号
破産者　成見　和徳
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５４号
大阪府豊中市豊南町西５丁目７番５号、開始決定時大阪府豊中市豊南町西５丁目15番28号
破産者　加古　達也
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１６８号
大阪市住吉区南住吉３丁目10番21号
破産者　尾﨑　武夫
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３５７号
大阪府河内長野市寿町11番55号
破産者　紀川　好男
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９号
堺市中区深阪２丁８番22―101号、前住所堺市堺区神明町東２丁２番16号
破産者　三好　真司
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３２号
堺市美原区平尾2448番地12
破産者　猪足　立志
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８８６号
神戸市灘区楠丘町６丁目７―20　ディアス六甲Ａ―101、住民票上の住所兵庫県西宮市深谷町９番21―101号
破産者　沢井健二郎
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５号
神戸市北区道場町生野1172番地の362
破産者　金子徳公こと　金　　**徳**公
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
兵庫県宝塚市宝松苑25番３―108号
破産者　廣部　光彦
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
兵庫県川西市加茂１丁目11番17号　207
破産者　大林　雅義
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４８７号
兵庫県神崎郡市川町美佐538番地
破産者　田邊　秀敏
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３５号
徳島県阿波市阿波町馬場17番地、旧住所徳島県阿波市阿波町勝命444番地１
破産者　岡西キヨコ
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８１号
高知市上町２丁目12番16号、開始決定時の住所高知市上町４丁目５番10号
破産者　野町　**英**夫
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２４号
福岡県久留米市野中町1218番地１　レジデンス高屋敷605号
破産者　稲益　静子
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５８号
福岡県行橋市中央３丁目４番29―303号　メゾン338二保スズ子方、開始決定時の住所福岡県行橋市大字稲童3393番地９
破産者　二保　圭一
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係